

徳島市まちづくり総合ビジョン
検討資料
(施策方針編)

施策体系・目次

基本目標	基本政策	施策	頁	
「つなぐ」 まち・ とくしま	次世代に つなぐ	施策1-1 子ども・子育て支援の充実	3	
		施策1-2 学校教育の充実	5	
		施策1-3 教育環境の向上	7	
		施策1-4 青少年の健全育成	9	
	社会をつなぐ	施策2-1 健康づくりの推進	11	
		施策2-2 地域福祉の充実	13	
		施策2-3 高齢者福祉の充実	15	
		施策2-4 障害者福祉の充実	17	
		施策2-5 社会保障の充実	19	
	心をつなぐ	施策3-1 人権尊重・多文化共生社会の実現	21	
		施策3-2 男女共同参画社会の実現	23	
	「まもる」 まち・ とくしま	命を まもる	施策4-1 地域防災体制の充実	25
			施策4-2 消防・救急体制の充実	27
			施策4-3 医療環境の充実	29
暮らしを まもる		施策5-1 消費者支援・防犯・交通安全の推進	31	
		施策5-2 住宅環境の整備	33	
		施策5-3 生活道路の整備	35	
		施策5-4 上水道の整備	37	
環境を まもる		施策6-1 循環型社会・廃棄物処理の推進	39	
		施策6-2 生活環境の向上	41	
		施策6-3 環境の保全と向上	43	
		施策6-4 下水道の整備	45	

基本目標	基本政策	施策	頁
「おどる」 まち・ とくしま	まちが おどる	施策7-1 都市ブランドの創出	47
		施策7-2 計画的な都市づくりの推進	49
		施策7-3 観光・交流の促進	53
		施策7-4 文化財の保存と活用	55
		施策7-5 やさしい都市空間の整備	57
	夢が おどる	施策8-1 農林水産業の振興	59
		施策8-2 地域産業の振興	61
		施策8-3 商業・サービス業の振興	63
		施策8-4 働く環境づくりの推進	65
	ひとが おどる	施策9-1 文化・芸術活動の振興	67
		施策9-2 スポーツ・レクリエーション活動の振興	69
		施策9-3 生涯学習の推進	71
		施策9-4 地域自治・協働の推進	73

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	次世代につなぐ
施策 1 - 1	子ども・子育て支援の充実

◆社会情勢の変化

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行され、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりに国をあげて取り組んでいます。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、子育て支援の基盤強化として、「希望出生率 1.8」の実現に向けて、保育の受け皿の整備など女性の社会進出を後押しする、緊急の取組がなされています。

◆本市の現状と課題

平成 27 年に策定した徳島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、就学前における教育・保育の充実などによる質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消に向けて保育の量的拡大に取り組んでいるところですが、平成 28 年 4 月時点で待機児童が解消できていない状況です。

出生数は平成 12 年以降、大幅な減少が続き、平成 17 年には 2,061 人まで低下しましたが、その後は若干回復し、現在は横ばいの状況にあります。

また、県内の合計特殊出生率も平成 17 年に 1.26 という数値を記録しましたが、その後持ち直し、現在は 1.46 まで回復しています。しかしながら、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は 2.08 とされており、現在の水準が続けば、加速度的に少子化が進行することが想定されます。

◆ 10年後に目指す姿

待機児童が解消されるなど、安心して子どもを生み育てられる環境が整い、出生率が上昇し、人口減少に歯止めがかけられています。

◆ 取組方針

○ 教育・保育環境の充実

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うとともに、人口減少・少子化の中にあっても集団的教育・保育効果を確保するため、将来的に市立施設（幼稚園・保育所）は、中学校区におおむね1か所の「幼保連携型認定こども園」（全16施設）とします。

○ 子育てに係る意識啓発の推進

子育て応援イベントの実施等を通じて、結婚から出産・育児にいたる総合的かつ効果的な意識啓発の推進に取り組みます。

○ 子育てに係る環境整備

妊娠や出産を安心して行うための支援や子どもの発達にあわせた支援を充実するとともに、地域における子育て支援拠点の整備など、子どもの健やかな育成のための環境整備を推進します。

○ 経済的、精神的支援の拡充

子育て中の保護者の不安を解消するため、子どもの医療費の助成等の経済的支援を充実するとともに、各家庭の身近な場所で子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境整備を推進します。

○ 多様化する保育ニーズへの対応

就労形態の変化や社会参加する人の増加などから、多様化する保育ニーズに対応するため、学童保育の実施など育児環境の整備を推進します。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
保育所入所待機児童数	19人	0人
子育て支援拠点の整備か所数	8か所	16か所

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	次世代につなぐ
施策 1 - 2	学校教育の充実

◆社会情勢の変化

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりに国をあげて取り組んでいます。

平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が義務化されています。

高等学校教育については、語学力だけでなく、社会の課題に対する関心や教養、コミュニケーション能力、問題解決能力などを身に付けた国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う「スーパーグローバルハイスクール」制度に基づく学校指定が平成 26 年度から開始されました。平成 27 年度には「高校教育-大学教育-大学入学者選抜」の一体的改革に向けた「高大接続改革実行プラン」が打ち出されています。

教育の情報化については、その方向性が、国の第 2 期教育振興基本計画や教育の情報化ビジョン等において示されました。

◆本市の現状と課題

今後の中・長期的に目指すべき徳島市の教育の基本的な方向性や重点施策などを明らかにした第 2 期の「徳島市教育振興基本計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

幼稚園では、就学前の幼児数の減少等により園児数が減少しており、幼稚園教育の活力低下が危惧されています。

小学校では平成 23 年度から中学校では平成 24 年度からそれぞれ完全実施される改訂学習指導要領のもとで、総合的かつ計画的に教育を推進しています。

また、全教職員が支援の必要な子ども達に適切な対応ができるよう、研修の充実に努めています。

子どもたちを取り巻く社会情勢の変化に伴い複雑・多様化している諸問題に対応するため一人ひとりに応じた就学支援体制の充実を図っています。

市立高校では市高レインボウプランをはじめ生徒の主体性を育てる教育を展開し、県内外の大学と連携し幅広い教育事業を実施しています。

また、部活動についても、体育の部活動が盛んであり、様々な競技で県下トップクラスの力をつけてきており、今後の活躍が期待されます。

情報化の進展に伴い、情報通信技術（ICT）を活用したわかりやすい授業の実現、児童生徒に各発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを身に付けさせること、教員の ICT 活用指導力の向上が必要となっています。

◆ 10年後に目指す姿

子どもたち一人ひとりが、障害の有無や経済状況にかかわらず、適切な学びの場において、自ら学び、考え、行動する力が育ち「生きる力」を身につけています。

市立高校は、「学問」「スポーツ」「芸術」を3本柱に、生徒の多様な能力を育成できる環境が整った、豊かな「学び」を可能にする特色ある学校となっています。

◆取組方針

○就学前児童への保育・教育の充実

公立の幼稚園については、幼保連携型認定こども園への整備を進めていきます。

○義務教育の充実

義務教育においては、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら「生きる力」の育成を推進し、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「豊かな心」と「健やかな体」を育む教育を展開します。

また、学習指導の充実に向けた教員研修や教員のICT活用指導力の向上研修を実施します。

○特別支援教育の充実

特別支援教育についての理解啓発を推進するための研修会の充実を図ります。

○就学支援の充実

適切な教育相談、経済的な支援の実施による就学支援体制の充実に努めます。

○市立高校の充実

市立高校においては、さまざまな体験学習を積極的に推進し、生徒が自ら課題を見つけ、問題を解決し、自分の進路を主体的に決定できる態度や能力を育成します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
教職員への各学校（園）における教育研修実施率	100%	100%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	次世代につなぐ
施策 1 - 3	教育環境の向上

◆社会情勢の変化

平成 23 年に国は施設整備基本方針と施設整備基本計画を改正し、地震、津波等の災害に備えるため、非構造部材の耐震化の推進、防災機能の強化、老朽化対策の推進を基本方針に盛り込むとともに、教育環境の質的な向上を図るため、校内 LAN の整備等を施設整備計画目標達成のための必要な事業として定めました。

また、平成 25 年に策定された、国の第 2 期教育振興基本計画において、学校施設の耐震化等による安全・安心な学校施設の実現や、ICT 環境の整備等による教育環境の整備充実に取り組むことが示されました。

◆本市の現状と課題

少子化や市内中心部の人口減少に伴い、幼児・児童生徒数が大きく減少している学校（園）がある一方、児童数が増加している大規模校もあり、教育環境充実のために学校の適正配置が重要な課題となっています。

学校（園）の耐震補強及び増改築事業は平成 27 年度に完了しましたが、老朽化が進行した学校施設が増加しており、計画的な整備を行う必要があります。

教育の情報化に対応するため、小・中学校における無線 LAN や可動式 PC の整備など ICT 環境の充実を図る必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

安全・安心な学校づくりを着実に進めるとともに、空調整備やICT環境の充実を図ることで、安全性や機能性において安心して快適に学べる教育環境を実現しています。

◆ 取組方針

○ 安全・安心な学校施設の整備

非構造部材改修事業、防災対策貯水槽改修事業の実施などにより、学校施設の安全性の確保に努めます。

○ エアコンの導入

幼稚園及び小・中学校へのエアコン導入に取り組みます。

○ ICT環境の整備

小・中学校におけるICT環境の充実を図るため、国の第2期教育振興基本計画で示されているICT環境の整備水準を達成するよう、計画的に整備を行います。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
幼稚園及び小・中学校へのエアコン導入率(保育室・普通教室)	0%	100%
学校施設長寿命化計画策定率	0%	100%
小・中学校における無線LAN整備率	0%	100%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	次世代につなぐ
施策 1 - 4	青少年の健全育成

◆社会情勢の変化

少子高齢社会の到来、単身家庭など家庭環境の多様化等により、学校・家庭だけでは課題の解決が難しくなっています。

いじめ・不登校の問題が深刻化しており、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行され、10 月に「いじめ防止基本方針」が策定され、その中で地方公共団体の責務が規定されました。

◆本市の現状と課題

青少年の補導件数は、低水準で推移しており、落ち着いた状況ではありますが、情報化社会の進展により、青少年問題も広域化、複雑化しています。

いじめの早期発見・早期対応等きめ細かな取組により、いじめの解消率向上に努めています。

本市の不登校児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、近年、中学生の不登校生徒割合は減少しています。

P T A 連合会との連携、連絡を密にし、協力体制を築いています。

家庭におけるニーズが細分化し、学習支援や福祉部門などとも協力していくことが課題となっています。

◆ 10年後に目指す姿

家庭・学校・地域社会・行政が連携し、青少年の安全確保と健全育成のための体制と環境が整備されています。

いじめが未然に防止されるとともに、不登校児童生徒数の割合が減少しています。青少年の自主性・社会性・創造性のさらなる育成が図られています。

◆取組方針

○家庭との連携

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供に努めます。

○地域社会との連携

地域コミュニティを基盤とし、大人も含めた異年齢の集団がともに学びあう社会的教育環境を整備、充実します。

○青少年活動の充実

青少年の多様な直接体験の機会を提供するとともに、青少年を育成する指導者層の拡充並びに育成支援体制を強化します。

○いじめ・不登校の防止

不登校の児童生徒に対する相談・支援体制の充実、広報啓発を行います。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
青少年活動参加者数	6,000人	6,300人
少年1,000人あたり刑法犯少年数	2.6人 (H27)	1人
不登校児童の割合(小学校)	0.47% (H26)	0.18%
不登校生徒の割合(中学校)	2.94% (H26)	1.50%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	社会をつなぐ
施策 2 - 1	健康づくりの推進

◆社会情勢の変化

平成 20 年度の医療制度改革により、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指し、各保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導制度が開始されました。

平成 24 年度の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の改正により、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間計画で、第 2 次国民健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」が推進されています。

◆本市の現状と課題

糖尿病、腎疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病罹患率及び死亡率は、全国平均を上回っていることから、今後も更なる対策が必要です。

また、胃、肺、大腸等の各種がん検診受診率は全国平均より低いことから、がん検診受診率向上が課題となっています。

◆ 10年後に目指す姿

市民が生涯を通じて、「自分の健康は自分で守りつくる」という健康づくりに取り組む意識が確立し、市民自らが自分の生活習慣を見直すことにより、健康寿命が延伸しています。

◆ 取組方針

○ 生活習慣病の予防

乳幼児期や妊娠期・子育て期など、若い世代から生活習慣病予防の意識づけのため、母子保健事業の実施時においても、健康づくりの推進を行います。

○ 疾病の早期発見

各種がん検診及び特定健診の受診率向上や特定保健指導の実施率向上に努めます。

○ 生活習慣病の重症化予防

生活習慣病の未治療者やコントロール不良者に対する保健指導により、生活習慣病の重症化予防に努めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
糖尿病有病者及び予備群の割合	25.1%	24.0%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	28.3%	26.0%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	社会をつなぐ
施策 2 - 2	地域福祉の充実

◆社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化、また高度情報化の進行などを背景に、福祉に対する市民の意識も大きく変化しており、多様化の進む地域の生活課題に対応するには、公的サービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、ライフスタイルが多様化する中で、孤独死やひきこもり、自殺、虐待など、今までに考えられなかったような新しい不安や課題が発生しています。さらに、雇用形態の多様化に伴う生活困窮者対策や、南海トラフ地震等に備えた災害時の要支援者対策等の新たな課題への対応も求められています。

こうした中、震災等を契機にボランティアやNPO法人などの活動が活発化しており、地域福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著になっています。

国においては、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、早期の自立支援を行う生活困窮者自立支援法が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。また、今後の防災対策を充実・強化するため、災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者等の円滑かつ迅速な避難確保を図るための避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。

◆本市の現状と課題

全国的な傾向と同様に、少子高齢化や核家族化が進行しており、地域の相互扶助機能が低下してきています。福祉に対する市民の意識も大きく変化しており、福祉の施策は施設サービスから在宅サービスを推進し、そして個人の自立と自己表現を支援する福祉サービス制度へ大きく転換しています。

本市においては、平成 22 年 1 月に「徳島市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・事業者などの主体的な福祉への取組支援等の施策を進めてきました。

今後、多様化の進む地域の生活課題に公的サービスのみで対応することが困難であり、地域全体で支え合うしくみづくりのために、町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携するとともに、福祉意識の高揚がますます重要になっています。

◆ 10年後に目指す姿

日々の生活を行う場である身近な地域社会において、全ての人が住み慣れた地域で障害の有無や年齢等にかかわらず、ともに支えあい、安心して暮らすことができている。

市民一人ひとりが福祉活動に関心を持ち、身近な地域活動に積極的・自主的に参加しています。

◆ 取組方針

○ 共助の推進

「地域住民等による地域福祉の推進」を基本理念とし、市民一人ひとりが福祉への理解と関心を深めることができるよう、広報・啓発活動に努めるとともに、様々な問題について、地域内で助け合える、支え合いの体制を構築するため、地域に暮らす市民の相互扶助、共助の意識啓発に努めます。

○ 地域福祉の担い手の育成

町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携し、市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保や、地域福祉の担い手の育成に努めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
災害時ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	50 人	300 人
ボランティア団体登録数	280 団体	330 団体
福祉活動を目的としたNPO法人数	80 団体	120 団体

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	社会をつなぐ
施策 2 - 3	高齢者福祉の充実

◆社会情勢の変化

全国の高齢者数（第1号被保険者数）は、平成27年度末3,382万人（対平成19年比22.9%増）、要介護認定者数は、平成27年度末620.4万人（対平成19年比36.9%増）となっています。

介護保険制度は、老後の生活を支える制度の一つとして定着していますが、介護保険に係る費用は年々増加を続けていることから、平成21年度に「介護事業運営の適正化」、平成24年度に「サービスの基盤強化」、そして平成27年度には「地域包括ケアシステムの構築」「費用負担の公平化」を主な内容とする介護保険法の改正が行われ、給付の見直し、予防重視型システムや新たなサービス体系への変換などの取組が求められています。

◆本市の現状と課題

徳島市の高齢者数は平成27年度末69,744人（対平成19年比21.5%増）、要介護認定者数は平成27年度末15,731人（対平成19年比20.4%増）となっており、居宅サービス利用者数は平成27年度末11,570人／月（対平成19年比32.4%増）、施設サービス利用者数は平成27年度末1,811人／月（対平成19年比11.7%減）となっています。

高齢者数は2025年（平成37年度）に7万9千人（うち後期高齢者4万7千人）、高齢化率は32.9%、要介護認定者数は2万人（認定率26.2%）になると見込まれ、高齢化の進展とともに要介護認定者の重度化が進むと見込まれます。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年度）に向け、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進すること、高齢者を支える多様な関係者の連携を進めるための包括的支援事業である地域ケア会議、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進等の充実に取り組み、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。

◆ 10年後に目指す姿

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができます。

高齢者の生きがいが高まり、積極的な市民活動等への社会参加が行われています。

◆ 取組方針

○ 地域包括ケアシステムの構築

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、軽度者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施による介護サービス、生活支援体制の充実に努めます。

○ 要介護度の重度化への対応

要介護度の重度化に対応するため、地域密着型サービス等の施設整備充実に努めます。

○ 高齢者を支える体制の整備

包括的支援事業（地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）の実施により、高齢者を支える多様な主体の連携体制の整備を行います。

○ 高齢者の活躍促進

老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を行うほか、高齢者の社会参加のための多様な受け皿の充実に努めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
地域包括支援センター事業相談延べ件数	約 37,000 件	40,000 件
介護予防・生活支援サービス事業に占める多様なサービスの割合	0%	30%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	社会をつなぐ
施策 2 - 4	障害者福祉の充実

◆社会情勢の変化

平成 25 年 4 月から、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、平成 28 年 5 月には、障害者の望む地域生活の支援の見直しや障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応支援の拡充のほか、サービスの質の向上・確保に向けた環境整備等を行うための一部改正法案が成立し、一部を除き平成 30 年 4 月に施行されることとなりました。

平成 26 年 1 月には障害者権利条約が批准されるとともに、障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に成立、平成 28 年 4 月から施行されました。

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

◆本市の現状と課題

多様化する個々の障害者のニーズに応じた障害福祉サービスを整備し、提供していく必要があります。

障害者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、総合的な相談体制を確保する必要があります。

障害者への虐待防止及び権利擁護の推進に積極的に取り組む必要があります。

障害者の社会参加を促進するため、移動等の問題を緩和又は解消するとともに、情報へのアクセスについて障害の特性に応じた方法での情報提供の充実を図る必要があります。

企業等における障害者雇用が十分に進んでいるとは言えず、障害者の就労を促進するためには、障害の種別や程度、本人の能力や希望などに応じた細やかな支援が必要となっています。

◆ 10年後に目指す姿

だれもが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現しています。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

障害者が地域社会で生き生きと活躍できます。

◆ 取組方針

○ 障害者の就労促進

障害者の雇用機会の確保と拡大による職業的自立を促進し、経済的な安定を図ります。

○ 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、自らの生活環境を構築するために前提となる相談機能の充実や権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

○ 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホーム利用推進を図ります。また、きめ細やかな防災・防犯対策を推進します。

○ 障害者への理解の促進

地域社会の全ての人々が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
障害福祉サービス利用実人数	3,766人 (H27)	5,200人
グループホームの利用者数	148人 (H27)	200人

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	社会をつなぐ
施策 2 - 5	社会保障の充実

◆社会情勢の変化

平成 20 年の世界金融危機以降、景気悪化に伴い、生活保護受給者が著しく増加しました（全国平均の保護率：平成 19 年・1.21%→平成 27 年・1.71%）。その後、緩やかな景気回復に伴い、増加傾向は収束したものの、明らかな減少には至っていません。また、高齢者世帯は増加を続けており、合わせてその単身世帯化も進行しています。

平成 27 年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るための新たなセーフティネットが設けられました。

医療保険については、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が施行され、75 歳以上の高齢者については、国民健康保険等から独立した後期高齢者医療制度に加入することとなりました。

平成 23 年に徳島県市町村国民健康保険財政安定化等支援方針が策定され、市町村において保険料の収納率の向上等に取り組むこととされました。

平成 27 年に医療保険制度改革関連法案が成立し、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとなりました。

◆本市の現状と課題

生活保護については、保護率の増加傾向は収まっていますが、依然として全国平均と比較すると高い水準にあります（全国平均の保護率：1.71% 徳島市：2.33%）。また、高齢者世帯の増加に伴い、扶助費のうち医療扶助・介護扶助が占める割合が増加しています（医療扶助 54.1% 介護扶助 2.14%）。さらに、単身世帯が増加する中、家族や地域社会とつながりが希薄化し、まわりからの支援が期待できないケースが増えています。

国民健康保険については、一人当たり医療費が高額であり、保険料も高額となる状況が継続しています。また、国民健康保険事業特別会計は平成 24 年度保険料引き下げ後、単年度収支が赤字の状態が継続しており、平成 27 年度には実質収支が 1 億円強の赤字となりました。また、平成 30 年度以降の国民健康保険事業の県単位化を控えています。

◆ 10年後に目指す姿

経済的な事情に関わらず、市民の誰もが健やかで自分らしく安心して暮らし続けることができています。

国民健康保険事業は単年度黒字化し、健全に運営されています。

◆ 取組方針

○ 被保護者の自立に向けた支援

生活保護の適正実施に努めるとともに、被保護者の自立に向けての的確な就労指導や地域や関係機関との連携を強化し、各々の機能や情報を活用したネットワークによる支援策を講じます。

○ 生活困窮者の自立の促進

生活困窮者自立支援制度の普及を図り、要保護状態になる前の生活困窮者に対して支援事業による必要な支援策を講じることで自立を促進します。

○ 国民健康保険事業の健全運営

国民健康保険料の収納率の向上、保険給付の適正化を図ります。

○ 国民健康保険事業の制度改正への適切な対応

平成30年度以降の国民健康保険事業の県単位化に伴う国の制度改正・県の事業運営を注視し、適切に対応します。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
被保護者の就労支援による自立件数	40件	10%増
国民健康保険料収納率	85.8% (H27)	91%
特定健康診査受診率	32.6% (H27)	60%
特定保健指導実施率	52.7% (H27)	60%

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	心をつなぐ
施策 3 - 1	人権尊重・多文化共生社会の実現

◆社会情勢の変化

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

国外では、人種・民族・宗教などをめぐる紛争が世界各地で続いており、多数の尊い命が犠牲となっています。

国内では、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者などの社会的弱者に対する虐待やインターネット上での誹謗中傷、学校でのいじめ、国際化の進展に伴い増加しているヘイトスピーチ、性的少数者への理解不足の問題など取り組むべき課題が増大しています。

◆本市の現状と課題

国内の情勢と同様に、未だ完全な解決を見ない同和問題をはじめとする様々な人権問題が顕在しています。

また、国際化の進展に伴い、本市でも外国人住民が増加すると見込まれるため、日本人も外国人も共に安心して暮らしていくことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

市民一人ひとりが相手を思いやり、多様性などそれぞれの違いを認め合い、お互いの命の尊さや人権を尊重し合っています。

国籍や民族の違いを越え、多様な価値観や異なる文化を認め合い、誰もが住みやすいまちとなっています。

◆ 取組方針

○ 人権教育の推進

市民一人ひとりが様々な人権課題について正しく理解することができるよう、保・幼・小・中と一貫した人権教育を実施します。

○ 人権啓発の推進

国、県、徳島市教育委員会及び徳島市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、人権啓発活動のリーダー育成などにより、市民主体の積極的な人権教育・啓発が行われる体制の構築に取り組みます。

○ 国際化への対応

在住外国人に対する生活相談支援や転入外国人の受入体制の整備を図ります。
小中学校における英語活動へのALT（外国語指導助手）派遣を更に充実させます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への年間市民参加者数	47,000人 (見込み)	49,500人

基本目標	「つなぐ」まち・とくしま
基本政策	心をつなぐ
施策 3 - 2	男女共同参画社会の実現

◆社会情勢の変化

少子高齢化による人口減少の進行や、あらゆる分野における情報化や国際化等により、急激に社会情勢は変化しています。このような状況において、男女共同参画の実現は今後の社会のあり方を決定する重要課題となっています。

この実現にあたって国では、平成 22 年に「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定され、翌年には「次世代育成支援対策推進法」が改正され、職場や地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることとなりました。また、平成 25 年に「DV防止法」の改正、平成 27 年には「女性の活躍推進法」の制定及び「男女共同参画基本計画（第 4 次）」が策定されました。

このように男女共同参画の実現に向けた法律や制度が整備されてきましたが、現実社会では、あらゆる場面において男性中心の状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだまだ厳しい状況にあります。

◆本市の現状と課題

本市では以前から各種講演会や研修会の実施により、男女平等と人権の尊重についての意識啓発活動を行っていますが、平成 26 年度に実施した市民意識調査結果によると、家庭生活や職場等ほとんどの分野で、多くの人々が男女の不平等感を感じており、まだまだ浸透していないのが実情です。また、本市における審議会・委員会等への女性登用率は、微増にとどまっているため、女性登用に向けてのさらなる意識啓発や、女性リーダーの育成等が必要と考えられます。

一方、男女がともに働きやすい環境を整備するにあたっては、子育て支援施策等の充実が重要です。そのため、本市では保育所関連施策等に重点をおいて、年々充実に図っていますが、依然として女性は子育て時期に仕事をいったん辞める人が多い状況にあります。このように育児や介護等に関しては、女性が中心となって担うという従来からの性別役割分担意識が、社会の慣行として今でも根強く継承されていると考えられ、更なる男女共同参画社会実現に向けた施策の推進が必要です。

◆ 10年後に目指す姿

性別・年齢・障害の有無等に関わらず、誰もが人として心豊かに暮らしています。
男女の固定的性別役割分担意識が解消され、性別による身体的特徴を十分に理解し
合い、またニーズの違いを把握して、一人ひとりの多様な個性や能力が活かされてい
ます。
男女双方の視点に立った防災体制が構築されています。

◆取組方針

○男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画に関する啓発のための講演会や研修会を開催します。

○相談体制の充実

重大な人権侵害でもあるDV問題について、暴力根絶に向けた環境づくりを推進
するとともに、諸機関の連携強化等により、相談体制の充実を図ります。

○女性リーダーの育成

あらゆる分野における女性の活躍を推進するにあたって、女性リーダーの育成を
推進するとともに、さらなる子育て環境の整備に努めます。

○審議会等への女性委員の登用

政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

○仕事と家庭生活の両立に向けた取組の実施

仕事と家庭生活の両立のため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、
男性の家庭生活への積極的な参画を促す啓発活動を進めます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
市の審議会等への女性委員の登用割合	26.4% (H27)	40%
市女性センターにおける相談件数	418件 (H27)	550件
「男性のためのいきいき家庭生活講座」参加者数	74人 (H27)	150人

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	命をまもる
施策 4 - 1	地域防災体制の充実

◆社会情勢の変化

平成 24 年に内閣府から南海トラフにおける巨大地震による浸水及び被害想定が公表され、これを受け徳島県が徳島県における津波浸水想定及び被害想定を公表しました。

また、平成 25 年に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市は、平成 26 年に同法に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

◆本市の現状と課題

国・県から相次いで南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や被害想定が発表されたことから、本市においても地震・津波対策を計画的かつ着実に推進し被害の軽減を図っています。

近年においては風水害や土砂災害への対応も急務になってきており、これら大規模災害に対する本市の体制や地域防災力を強化することが重要となります。

◆ 10年後に目指す姿

「自助」「共助」「公助」の役割分担が明確になり、地域防災力が強化され、大規模自然災害に対し、人的・物的被害を軽減することができています。

全ての市民が日頃から防災について考える、安全安心のまち「とくしま」が構築されています。

◆取組方針

○行政による防災機能（公助）の強化

南海トラフ地震等の大規模自然災害の被害を軽減するために、高速道路の法面部分への津波避難施設整備や、津波避難ビルの指定など、行政による防災対応「公助」の機能強化を図ります。

○地域住民や市民による防災体制（共助・自助）の強化

地区自主防災組織の充実・活性化を図るほか、地区の実情を考慮した津波避難計画の策定など、地域住民による防災体制「共助」「自助」の強化を行います。

○防災意識の向上

市民防災研修を実施するなど、市民が日頃から防災について考える機会を充実します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
高速道路を活用した津波避難施設整備数	3 か所	10 か所
地区別津波避難計画策定数（行政区）	1 地区	19 地区
市民防災研修参加人数	230 人	230 人

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	命をまもる
施策 4 - 2	消防・救急体制の充実

◆社会情勢の変化

消防用設備や危険物施設等の高度化・専門化に対応するため、平成 18 年 4 月から予防技術資格者制度の運用が開始されたほか、住宅火災の死者を減らすことを目的に平成 23 年以降、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

また、東日本大震災を契機に自助・共助による活動が注目され、自主防災組織の活動を支援する補助制度が活発に利用されるようになりました。

全国的に消防団員の被雇用者率が増加する中、「消防団協力事業所表示制度」が運用開始されたほか、「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団への加入促進、装備の充実強化及び処遇改善等について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることとなりました。

そのほか、平成 25 年 4 月に総務省消防庁から「救急出動件数等の将来予測」が発表され、救急需要増大への対応が求められています。

◆本市の現状と課題

高齢化社会の進展により、救急業務の出動件数は平成 8 年に 6,194 件だったものが、平成 27 年には 11,103 件と 20 年間で約 2 倍に増加しています。この救急需要の増大に対して、平成 15 年に専任救急隊を 1 隊増隊し、対応してきました。

しかし、その後も救急需要は増大し、現行の救急体制では対応が困難な状況になってきており、更なる救急隊の増隊など救急需要対策が必要となっています。

消防局では、安心・安全な市民生活を支えるため、出動体制の見直しや兼務体制等、現有消防力を工夫し対応してきましたが、現場活動に必要な不可欠な研修のための人員確保にも限界があり、苦慮しています。

さらに、災害現場でも人員不足が生じており、多岐にわたる指揮業務を現場最高責任者が 1 人で担うこととなり、十分な指揮統制を図ることが困難な状況になりつつあります。

また、本市の消防職員の充足率は 69.4%と全国平均 77.4%と比較し、8 ポイント低い状況になっていることから、充足率を向上させ、市民が安心して暮らせるよう「消防力の充実強化」を図っていく必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

市民自らが、「防火・防災教育」や「住宅防火対策」を実践し、みんなで安全・安心に取り組むまちとなっています。

市民一人ひとりに消防サービスが行き届き、次世代を担う子どもたちへの応急手当の普及啓発や増大する救急需要対策により、救命率が向上しています。

◆ 取組方針

○ 指揮命令系統の確立

多種多様化する災害において、効果的な現場活動ができる指揮命令系統の確立を推進します。

○ ICT (情報通信技術) 導入の推進

情報伝達手段の多重化を図るため、災害警防本部の機能を強化するとともに、今後の技術革新を視野に ICT (情報通信技術) 導入を推進します。

○ 救急体制の構築

高齢化社会の進展に伴う救急需要増大に対応し、全ての市民へ平等に、より安全で迅速な救急サービスが提供できる救急体制を構築します。

○ 防火・防災教育、啓発の充実

地域みんなで助けあえるよう日頃から連携を図るとともに、将来の地域における防火・防災リーダーの育成を行い、世代を超えた防火・防災教育を充実させます。

○ 次世代を担う小・中学生の応急手当の普及啓発

人口減少と高齢化社会の進展を見据えて、次世代を担う小・中学生の応急手当の普及啓発に取り組み、命の大切さや救命法の重要性を広く浸透させます。

○ 住宅防火対策の推進

住宅火災の死者を軽減させるため、住宅用火災警報器の全世帯設置に努めるとともに、適切な維持管理について普及啓発を図ります。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
児童・生徒の救命講習受講者数	0人	4200人
防災指導への参加者数	46,000人 (見込み)	50,000人

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	命をまもる
施策 4 - 3	医療環境の充実

◆社会情勢の変化

少子高齢化・人口減少の進行や医療技術の進歩により、国民の医療に対するニーズも質・量ともに変化しています。

多くの公立病院において、経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっており、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日総務省通知）により、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の視点に立った改革が求められています。

徳島県保健医療計画では、医師数等の医療環境が充実しているものの、特定の診療科で医師が不足する「診療科偏在」の問題が指摘されているとともに、徳島県が策定中である地域医療構想によると、平成 37 年に目指すべき東部医療圏における医療提供体制（医療機能別の必要量）は、急性期病床数が約 800 床（約 3 割）の病床過剰となっています。

◆本市の現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、救急医療環境は今後より一層の充実・高度化が求められています。

本市が属する東部医療圏の小児救急医療体制では、夜間及び休日の初期救急は、主に本市が開設する夜間休日急病診療所が担っており、市外からの患者数も年々増加傾向にあります。また、近年、各診療科における医師数の偏在により、特に小児科医の確保が困難となっています。

市民病院は、地域の医療ニーズに応えるため、医師をはじめとする医療スタッフの確保及び養成とともに、さらなる経営基盤の強化が求められています。

◆ 10年後に目指す姿

夜間・休日の初期医療及び救急医療体制が引き続き維持され、市民の医療を受ける機会が確保されています。

市民病院は、地域の医療ニーズに応える特色ある病院として、市民から信頼され、愛され続けています。

◆取組方針

○救急医療体制の充実

今後も引き続き徳島県や医療関係機関との連携により、救急医療施設の健全な運営を維持し、救急医療体制の周知を図ることで、市民が適切に救急医療を受けられるように整備していきます。また、救急医療体制について、その役割・機能・利用方法等について一層の周知を図ることにより、適正・適切な利用を促進します。

○市民病院における特色ある医療の提供

市民病院は、公・民の適切な役割分担の下、「患者支援センター」を中心に地域の医療ニーズに応える医療提供体制の確保を図るとともに、公立病院の責務として、政策医療や高度・先進医療を提供する役割に努め、「地域周産期母子医療センター」、「脊椎・人工関節センター」、「がんセンター」を柱とした特色のある医療の提供を図ります。また、経営安定化に向けた組織体制を構築します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
地域医療機関から市民病院への患者紹介率	80.2%	82%
市民病院から地域医療機関への患者紹介率	87.2%	90%
患者満足度調査の満足度割合（外来）	83.4% (H27)	90%
患者満足度調査の満足度割合（入院）	88.7% (H27)	93%

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	暮らしをまもる
施策 5 - 1	消費者支援・防犯・交通安全の推進

◆社会情勢の変化

消費者行政については、平成 20 年に振り込め詐欺救済法、改正消費生活用製品安全法が施行され、平成 21 年には消費者庁及び消費者委員会が発足、平成 22 年から消費者ホットラインが開始され、平成 23 年に震災に関する悪質商法 110 番の実施、平成 24 年には消費者安全法が改正されました。

交通安全対策については、平成 19 年に飲酒運転厳罰化、平成 20 年に後席でのシートベルト着用義務化、平成 27 年に危険行為を繰り返す自転車運転者に対する安全講習受講を義務化するなど対策が強化されています。また、平成 21 年から 75 歳以上の免許更新者に対して「講習予備検査」が導入されています。

◆本市の現状と課題

消費生活センターでは、情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び講座等による消費者教育を実施するとともに、国民生活センターとオンライン情報ネットワークを構築し、情報共有を行い、消費生活相談を行ってききましたが、多重債務問題に対しては、専門的な法律知識が求められるため、相談者の意向を聞きながら、弁護士・司法書士を紹介するネットワークを構築しています。

本市の交通事故発生件数は、平成 13 年をピークに減少していますが、高齢者による事故の占める割合は 30%、死亡者数では 70%を超えているため、高齢者に対する重点的な取組が必要です。また、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車は減少傾向にありますが、引き続き対策が必要です。

本市における街頭犯罪の発生件数は、年々減少しています。

◆ 10年後に目指す姿

自立した消費活動ができる市民・消費者が育成され、消費生活に関するトラブルが減少しています。

徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車数が減少し、安全で快適な交通環境がつくられています。

交通事故や街頭犯罪の発生件数が減少し、安全安心なまちとなっています。

◆ 取組方針

○ 消費者教育等の推進

消費生活に関する情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び講座等による消費者教育を推進します。

○ 消費生活に関する周知啓発

行政だけでなく、消費者団体等と提携し、時代に即した消費者教育や消費生活に関する情報の提供、周知啓発を図り、トラブルや被害に関する相談業務も充実させます。

○ 交通マナーアップの推進

自動車の運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者についても、交通マナーアップを図り、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車対策を強化するとともに、徳島駅前地下自転車駐車場の広報活動を積極的に行います。

○ 防犯の推進

関係機関や地域との連携を強化するとともに、引き続き町内会等に対して防犯灯の設置・維持管理などの支援を行います。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
消費生活講座の受講者数	504人 (H27)	1,500人
交通事故発生件数	1,793件 (H27)	1,000件
街頭犯罪発生件数	733件 (H27)	400件

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	暮らしをまもる
施策 5 - 2	住宅環境の整備

◆社会情勢の変化

長引く経済状況の悪化や若年層の都市流入による地方の高齢化の深刻化等により、空き家問題などのこれまでになかったような新しい問題が発生しています。

また、平成 23 年の東日本大震災による従来の想定をはるかに超える被害の発生により、これまでの計画や基準が根底から見直され、それとともに、市民の防災意識も大きく変化しています。

少子高齢化の深刻化や介護保険の増大により、国の高齢者に関する住宅施策が見直され、サービス付高齢者向け住宅制度が創設されました。

◆本市の現状と課題

徳島市住生活基本計画に基づく施策及び徳島市耐震改修促進計画に基づく施策により、公営住宅の安定的供給や木造住宅の耐震化等については、おおむね良好な状況にあります。

また、高齢者に関する住宅施策については、国等の動向を見ながら適正な施策を展開しています。

一方、市営住宅の老朽化について、早急に統廃合を含めた再整備が必要となっており、良好な公営住宅の安定的供給のため、今後は重点的に促進していく必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

市民が安心して暮らせる安全で快適な住環境が整備されています。
市営住宅はバリアフリー化され、高齢者も快適に暮らせています。

◆取組方針

○住宅施策の総合的な推進

徳島市住生活基本計画（平成24年度～平成33年度）及び徳島市耐震改修促進計画（平成26年度～平成32年度）に基づく取組を計画的に推進し、同計画に定める指標の達成に努めます。また、所要の見直しを図り、より現状に即した有効な計画とします。

○住宅セーフティネットの機能向上

住宅に困窮する低所得者等に対して、公平かつ的確に市営住宅を供給します。

○住宅耐震化の推進

既存木造住宅の耐震化を推進します。

○市営住宅のバリアフリー化の推進

今後、さらに進行すると予想される高齢化に対応するため、市営住宅のバリアフリー化を進めていきます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
市営住宅の年間供給戸数	70戸	70戸
既存木造住宅の耐震化率	77.7%	おおむね 100%

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	暮らしをまもる
施策 5 - 3	生活道路の整備

◆社会情勢の変化

平成 23 年の東日本大震災による被災を踏まえ、維持管理の確実性を考慮し、道路橋示方書が改訂されています。

平成 24 年には、全国で登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生し、通学路における安全確保のため、緊急合同点検が全国で実施されました。

また、平成 24 年の笹子トンネル事故を踏まえ、生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるように、国は平成 25 年を社会資本メンテナンス元年とし、施設の老朽化対策に総合的・重点的に取り組む方針となりました。橋りょうは、国が定める基準に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検が定められています。

◆本市の現状と課題

市民の暮らしの基盤となる市道は、1,559 km、改良率は 62.1%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっており、未だ十分といえない整備状況にあります。また、高度成長期に建設された道路施設が老朽化しており、効果的・効率的な維持修繕を行わなければなりません。

今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備えて、橋りょうの耐震化や長寿命化を進めるとともに、電線類地中化や避難路となる道路の整備等も実施する必要があります。

高齢者や障害者に配慮した人にやさしいまちづくりを推進するとともに、自転車利用環境の改善を行い、全ての人にやさしい道路環境の整備を推進します。

また、市民と行政が情報共有しながら、共に課題解決に取り組む必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

やさしい道路環境が整備され、誰もが安全に道路や橋を利用し、安心して暮らせています。

◆取組方針

○橋りょうの適切な管理

橋りょう（橋長 2m以上）の定期点検の実施と、それに基づく橋りょう長寿命化修繕計画の見直しに取り組みます。また、主要道路における橋りょうの耐震化を図ります。

○自転車利用環境の改善

自転車と歩行者の分離等による安全・快適な道路環境整備を進めます。

○道路の適切な管理

道路施設の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型の施設管理を行います。

○市民との連携・協力による道路管理

市民が道路を身近に捉え、大切にすることを培うため、市民と行政が連携・協力する仕組みづくりに取り組みます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
主要道路における橋りょうの耐震化	16 橋	34 橋
市道の改良率	62.1%	64.1%
電線類を地中化した市道の総延長	4.5km	5.6km
みちピカ事業の参加団体数	80 団体	85 団体

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	暮らしをまもる
施策 5 - 4	上水道の整備

◆社会情勢の変化

上水道に関しては、これまで拡張を前提に施策を講じてきましたが、人口減少傾向が確定的になり、給水人口や給水量の減少を前提とする施策への転換が必要となったことや、東日本大震災を経験し、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理対策が求められるようになったことを踏まえ、平成 25 年に新水道ビジョンが策定されました。

平成 26 年には、水道事業者などの公営企業について、経営環境が厳しさを増す中にあっても、住民生活に欠くことのできない重要なサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくための「経営戦略」を策定するよう要請が行われました。

◆本市の現状と課題

平成 22 年 3 月に第 4 期拡張事業が完工したことなどにより、水道普及率は 92.3%（平成 27 年度末）となり、市内にお住まいのほとんどの方に安全な水道水を供給できるようになりました。

しかし、使用水量については、平成 13 年度をピークに減少しており、今後も少子高齢化・人口減少や節水型社会への移行などにより、水需要の減少傾向は続くものと想定されています。

一方、水道施設については、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、耐震化事業を進めていますが、第 3 期拡張事業以前に整備された管路・施設が今後大量に更新時期を向かえることに加え、水需要が減少を続けていることから、施設の効率的な運用やダウンサイジング等を考慮した、より計画的な水道施設の更新・再構築が必要となっています。

◆ 10年後に目指す姿

いつでも安全でおいしい水を、飲むことができます。
自然災害等による被害が最小限にとどめられ、被災した場合でも迅速な復旧ができるようになっていきます。
健全かつ安定的に水道事業を運営することができています。

◆取組方針

○水道水の安全の確保

水源から蛇口に至る全ての過程での水質向上を目指し、水質監視・検査を強化します。

○水資源の有効利用

計画的な漏水調査、老朽管の更新を実施します。

○確実な給水の確保

水道施設・管路を定期的に点検・整備し、災害に強い拠点施設への更新・耐震化を計画的に実施します。

○供給体制の持続性の確保

水道事業経営の健全化・効率化を進めるとともに、人口減少や、施設の老朽化等の厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたり事業を安定的に継続できる、健全で効率的な経営を行います。

また、下水道事業との統合により、上下一体の水道サービス向上を図ります。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
上水道普及率	92.3% (H27)	93.3%
有収率	93.9% (H27)	95.4%
管路の耐震化率	33.7% (H27)	45%

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	環境をまもる
施策 6 - 1	循環型社会・廃棄物処理の推進

◆社会情勢の変化

循環型社会形成推進基本法の見直しが行われ、平成 20 年の第二次循環基本計画では、低炭素社会・自然共生社会への取組との統合を図るとともに、地域の資源に応じた取組を進める観点から地域循環圏を構築していくことが示されました。

平成 25 年の第三次循環基本計画では、それまで推進していた廃棄物の量に着目した施策に加え、資源利用の質にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R 国際協力の推進などが新たな政策の柱とされました。

平成 24 年に小型家電に含まれる有用金属を有効活用し、適正に処理するために「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が策定されました。

◆本市の現状と課題

資源物の回収量は、一時回復したものの資源ごみ回収団体の活動の推進等、事業の強化を図る必要があります。また、家庭ごみ・事業系ごみの減量化のため、電気式生ごみ処理機や事業系大型生ごみ処理機の購入補助を行っていますが、補助基数は減少しています。

最終処分については、平成 19 年度から徳島東部処分場へ埋立していますが、埋立処分量は減少傾向にあるものの、埋立単価が高額であり、埋立経費は高い水準で推移しています。

ごみ処理施設の老朽化が懸念される中、近隣 6 市町村と新中間処理施設の広域整備について検討を行ってきましたが、広域による整備が困難となり、市単独での施設整備に方向転換しました。しかし、改めて近隣 5 市町から広域整備の要望もあり、再び広域整備に向けた協議を開始しています。

◆ 10年後に目指す姿

リデュース、リユース、リサイクルの意識が浸透し、廃棄物の少ない、循環型社会が実現しています。

新たな中間処理施設の整備が進み、廃棄物を適正に処理できる環境が整っています。

◆取組方針

○再資源化の推進

資源ごみ回収団体への支援等により、再資源化を推進します。

○家庭でのごみの減量

家庭でのごみの減量化に向け、家庭での生ごみ処理に対する補助のほか、教育・啓発を推進します。

○ごみ処理施設の整備

新中間処理施設整備については、近隣5市町との広域整備に向けて取り組みます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
リサイクル率	14.7% (H27)	未定
ごみ処理量増加率	基準年	未定

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	環境をまもる
施策 6 - 2	生活環境の向上

◆社会情勢の変化

ごみの不法投棄や不適正排出等により、交通妨害や景観を損ねることとなっています。

不用犬・猫の放置により、近隣への迷惑や危害等の被害が発生しており、社会問題になっています。

また、狂犬病予防、動物愛護等の観点から、不妊去勢手術を奨励し、不用犬・猫の減少を図ることが必要となっています。

◆本市の現状と課題

ごみの不法投棄対策として、パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置、常習場所となっている集積場所の廃止とその周知のための看板設置等を行い、啓発を図るとともに地元住人に協力要請を行っていますが、ごみの不法投棄は後を絶たないのが現状です。

今後、環境美化への意識が一層高まれば、不法投棄ごみの減少も期待できます。

狂犬病対策として県が行っている野犬捕獲体制では不十分であり、さらに猫においては放置されているのが現状です。

狂犬病予防法施行規則の一部改正に伴い、平成 24 年度から犬の鑑札・狂犬病注射済票を小型化しています。

害虫駆除の定期消毒については、平成 25 年度から外部委託を実施しています。

◆ 10年後に目指す姿

市民が環境美化意識を身に付け、不法投棄やポイ捨てがない、清潔で美しい生活環境を保持しています。

◆取組方針

○不法投棄の防止

不法投棄の減少に向けて様々な啓発活動を展開します。

○環境美化意識の啓発

不法投棄の減少に向けて様々な啓発活動を展開するほか、環境美化に関する啓発活動を実施します。

○不幸な犬猫の削減

飼育される見込みのない不幸な子犬や子猫や、野良犬・野良猫、飼えなくなって引き取られる犬や猫を減らします。また、野良犬を減らして狂犬病対策に寄与します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
不法投棄通報件数	201件 (H27)	未定

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	環境をまもる
施策 6-3	環境の保全と向上

◆社会情勢の変化

従来から公害を防ぐために水質汚濁、騒音・振動、悪臭など公害対策に関する法律に基づき対策を進めてきましたが、近年では地域でより総合的・計画的な対応がとれるよう騒音・振動、悪臭に関わる地域指定や瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続等の事務が県から市に権限委譲されています。

また、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「京都議定書」に代わり、2020年以降の対策を定める「パリ協定」が2016年に発効する見込みであり、世界全体で温室効果ガスの削減に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

現在の多様化・複雑化する環境問題を解決するためには、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもと、自主的な取組を進めるとともに、各主体が問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成して取り組んでいくことが重要となります。

◆本市の現状と課題

市域では、通常の事業活動や家庭生活に伴い発生する温室効果ガスの排出が大きく増加しているほか、生活排水による水質汚濁や規制のかからない事業場・家庭からの騒音といった都市型・生活型トラブルも起きており、こうした問題を解決するためには、現代の社会経済活動やライフスタイルを見直していくことが大切です。

このため市民一人ひとりが環境への理解と認識を深めることができるよう、環境教育・環境学習を通じて人材育成やネットワークづくりに取り組む必要があります。

本市では第2次徳島市環境基本計画や第2次徳島市地球温暖化対策推進計画等に基づき、多様化する環境問題に対して総合的、計画的に取り組んでいます。

◆ 10年後に目指す姿

人と自然が共生することのできる健全で恵み豊かな自然環境・生活環境が保全され、さらに創造されています。

市域全体で自主的な環境保全活動が促進されています。

◆取組方針

○環境保全施策の総合的な推進

第2次徳島市環境基本計画や第2次徳島市地球温暖化対策推進計画等に掲げた取組や目標を確実に実行し、本市の環境施策について総合的、計画的に取組を進めていきます。また、市域の水質や大気などの環境保全に向けて環境監視を行うほか、工場・事業所への立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。

○地球温暖化対策の推進

適切な情報の提供や普及啓発活動を通じて市民・事業者の省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進など、温室効果ガスの排出の少ない低炭素型のまちづくりを推進します。

○市民による環境問題への取組に対する支援

環境問題に関する情報発信や環境学習の場を提供するほか、市民の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう人材育成や活動支援に努めます。また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じて連携して取り組める仕組みづくりを推進します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
環境基準の達成状況	おおむね 達成	おおむね 達成
市域からの温室効果ガス総排出量	278.5万トン (H25)	200.8万トン (H32)
出前環境教室参加人数	1,200人	1,500人

基本目標	「まもる」まち・とくしま
基本政策	環境をまもる
施策 6 - 4	下水道の整備

◆社会情勢の変化

平成 26 年に、人口減少・高齢化の進行、大規模災害の発生リスクの増大等の社会経済情勢の変化を踏まえ、持続的発展が可能な社会の構築に貢献する等の下水道の使命を実現するための新下水道ビジョンが策定されました。

平成 27 年に下水道法が改正され、下水道の維持修繕基準が創設されたほか、再生可能エネルギーの活用を促進すること等が定められました。

また、下水道事業について平成 31 年度末までに公営企業会計に移行するよう要請が行われています。

◆本市の現状と課題

本市では、全国的にも低い下水道普及率の向上に向け、公共下水道の整備を優先してきましたが、昨今の度重なる想定以上の降雨により、浸水対策が急務になっています。

しかしながら、雨水管渠及び雨水ポンプ場の建設には多額の費用を要するため、新たな下水道整備区域の事業着手や長寿命化対策への投資を考慮すると、当面の間は多くを実施することが困難です。

インフラの老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、中長期的な視野に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要があります。

高齢化世帯の増加に伴い、町内会単位で参加している排水路の一斉清掃も町内会を構成している世帯の高齢化を理由に参加を辞退する町内会が出ています。

◆ 10年後に目指す姿

生活排水等の適切な処理がなされ、豊かな自然環境にあふれ、衛生的な生活環境が提供されています。

多発する集中豪雨等への治水対策ができています。

◆ 取組方針

○ 汚水処理施設等の整備

下水管の整備や合併浄化槽の整備を推進します。

汚水処理については、遅れている関係事業への重点化を進めるとともに、必要な施設整備を進めていきます。

老朽化が進む既存施設については、長寿命化対策を実施し延命を図りながら、新たな施設の整備を検討、推進します。

○ 雨水対策の推進

雨水対策については、過去の浸水実績等から計画的な施設整備を進めるほか、引き続き施設の適正な管理・運営を行います。

○ 河川水路の保全

高齢化等により一斉清掃への参加が困難な団体の存在する地域の環境整備のあり方について検討します。高齢化等により、排水路の一斉清掃など地域における保全活動が困難化するなか、今後の環境整備のあり方について検討します。

○ 効率的な事業経営

下水道事業は、地方公営企業として機動性や経営の自由度の向上を図るとともに、上水道事業との統合により、上下一体のサービス向上を図ります。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
汚水処理人口普及率	71.5%	85%
下水道による都市浸水対策達成率	71.0%	74%
一斉清掃参加者人数	20,000人	17,000人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	まちがおどる
施策 7-1	都市ブランドの創出

◆社会情勢の変化

人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、東京一極集中の是正に取り組んでいます。現在も地方から東京圏への人口集中に歯止めがかからず、中でも若者の流出が目立っています。

また、高齢化については、平成 27 年度には総人口の 26%、およそ 4 人に 1 人が 65 歳以上となっており、特に地方における高齢化が進んでいます。このような状況の中で、魅力的な都市ブランドを構築し、地域の活性化や定住人口の増加につなげる取組が全国各地で行われています。

◆本市の現状と課題

本市においても、少子高齢化・人口減少が進行しており、地域経済の停滞や雇用の場が縮小することで、地域産業の活気が薄れているほか、高速道路網の整備による地域外への消費の流出、中心市街地の空洞化など地域の活力の衰退に繋がっています。

一方、本市には、阿波おどりをはじめ、多くの地域資源が存在しますが、それが十分に認識されていない状況であり、これらの魅力を統一的、戦略的に情報発信することで、本市の都市ブランドを向上することを目的とするシティプロモーション事業として、「水都・歴史・阿波おどり・特産品」の 4 つをキーワードに、イメージアップキャラクター「トクシィ」を活用した PR 活動や、LED の光や水環境、歴史・文化をなど本市の特性を生かした魅力づくりに取り組んできました。

また、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）制度を活用した、特産品等の PR にも取り組んでいます。

今後さらに都市のブランドイメージを高めるためには、行政だけでなく民間事業など様々な事業主体と連携・協力し、都市のポテンシャルを最大限に生かしたシティプロモーションを推進していくことが重要です。

◆ 10年後に目指す姿

本市の特徴を生かしたまちの魅力が「とくしまブランド」として定着し、海外からも注目される都市となり、市民のまちに対する誇りや愛着度が向上し、多くの人々が徳島市に住みたい、住み続けたいと思っています。

◆取組方針

○本市ならではの魅力の発掘

「とくしまブランド」の認知度を向上させるために、本市ならではの地域固有の魅力を発掘し「水都・とくしま」の「ここにしかない物語」を明確にします。

○シビックプライドの醸成

様々なメディアを通じて市民との情報共有を促進するとともに、行政と市民が連携して、まちの魅力を発掘、発信することで、市民一人ひとりの地域への愛着と誇り（シビックプライド）を醸成します。

○都市のポテンシャル向上

本市ならではの魅力や都市の機能をより一層向上し、人々の交流や活動の拠点として、全国から注目される都市となることで、都市のブランドイメージを構築します。

○戦略的な情報発信

全国の本市にゆかりのある人々や、本市の魅力に興味を持つ人など、明確なターゲットを設定し、世界も視野に入れた戦略的な情報発信に取り組みます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
徳島市に住み続けたいと思う市民の割合	50.8% (H27)	70%以上
ふるさと納税の寄附金額	0.6億円 (見込み)	10億円
シティプロモーション関連施設への来場者数	約560,000人 (H27)	660,000人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	まちがおどる
施策 7-2	計画的な都市づくりの推進

◆社会情勢の変化

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正施行され、「コンパクトプラスネットワーク」をコンセプトとし、都市機能の集約立地と公共交通網を結びつけることで人口の分散を防止し、生活サービスの維持、都市の低エネルギー化とともに持続可能な都市経営基盤を構築しようとする立地適正化計画の策定が位置付けられました。

公営バス事業については、自動車依存などによる利用者数の減少が続いており、厳しい経営環境を背景に全国的に事業の廃止が相次いでいます。

高速道路網の整備については、平成 27 年 3 月に神戸淡路鳴門自動車道と徳島自動車道が四国横断自動車道によって結ばれ、現在は（仮称）徳島東 I C までの整備とともに、本県南部地域へと続く国直轄道路の整備が進められています。

◆本市の現状と課題

本市の人口は、約 8 割が市街化区域に居住していますが、この割合は徐々に下がっており、中心部の人口の減少も顕著となり、いわゆる人口のドーナツ化現象が進んでいます。

商業機能についても、その地位の低下が続いています。そのため、中心部の夜間人口、昼間人口の増加に向け、都市機能を集約した集約型都市構造の構築が課題となっています。

中心市街地の活性化に向けて、鉄道高架事業や新町西地区再開発事業などの取組について早急に見直しを行い、事業を推進する必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

集約された都市機能と、眉山や河川網による自然環境とが調和する都市空間が整備され、中心市街地が人々の活気と安らぎで溢れています。

さらに、この都市空間の快適性が魅力として広く発信され、本市のアイデンティティが確立し、訪れたい、住みたいと思われる都市になっています。

周辺住宅地においては、中心市街地と便利で利用しやすい公共交通網で結ばれ、都市機能との連絡性が十分に確保されるとともに、それぞれの地域において、スーパーマーケットや医療介護施設、教育施設などの生活サービスを楽しむことができます。

外環状道路や幹線道路沿線、高速道路IC付近においては、流通業務系の拠点として、本市における産業の高度化に貢献しています。

郊外の田園集落地域においては、自然環境が守られ、乱開発により農地がスプロールされることなく、集落と農地が調和を持って共存しています。

◆ 取組方針

次の項目は、全て関連したものであり、総合的かつ戦略的に取り組みます。

○ 中心市街地の活性化

新町西市街地再開発事業に代わる新たな再生とにぎわいづくりのための方策、徳島駅部の鉄道高架事業の推進に向けた徳島駅周辺の活性化の方策など、シンボルゾーン、ひょうたん島周辺を含む本市中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めます。

○ 集約型都市構造の構築

集約型都市構造の構築に向け、安心して快適、そして便利な中心市街地づくりに向けた都市機能、居住機能の集約誘導や、路線バスを中心として、川の駅ネットワークを含めた公共交通ネットワークの形成を進めます。

○ 周辺部の拠点施設とのネットワークづくり

周辺部に立地する大規模商業施設などの拠点施設と中心市街地との機能分担を図り、連絡機能を強化することにより、中心市街地の交流人口の増につなげます。

○ 地域公共交通の整備

市バス路線網の維持・確保・改善を図るとともに、コミュニティバス等の導入などにより、持続可能で均衡のとれた路線バスを中心とする地域公共交通ネットワークを再構築します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
新町、内町地区の住民基本台帳人口の年間増減率 (9/1 基準)	0.28%の 減少	増加に転じる
J R四国徳島駅の一日平均乗車人員	8,067 人 (H26)	安定的に 増加する
交通局から市長部局への移行・再編路線数	13 路線 /19 路線	17 路線 /19 路線
四国横断自動車道鳴門 JCT～(仮称)阿南 IC 間の整備率	32%	46%

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	まちがおどる
施策 7-3	観光・交流の促進

◆社会情勢の変化

旅行形態が団体旅行から個人や少人数グループが中心に変化しつつあり、また、見る観光から体験型観光が人気を集めるようになってきているなど、旅行に対するニーズが多様化していることや、旅行に参加する年齢層や、急速に普及したスマートフォンによる観光情報の提供・入手方法が広がるなどの変化が起きています。

また、全国的に高速交通網の整備が進み、移動範囲が広がっている反面、短期間・日帰り観光の増加に伴い、一部の都市等では宿泊客が伸び悩んでいます。また近年、急速に増加している外国人旅行者への対応も急務となっています。

◆本市の現状と課題

阿波おどり会館を拠点として、眉山、新町川等の自然を活かしつつ、本市及び周辺11市町村と連携した観光地づくりに取り組んでいます。観光ニーズの多様化への対応や観光資源のさらなる磨き上げを行うとともに、国内・海外への観光情報の発信力を高めていく必要があります。

また、訪日外国人旅行者に対するソフト・ハード両面での受け入れ体制を向上させる必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

阿波おどりのほか、「水都」という風光明媚な景観と豊かな自然に加え、温かいもてなしの心など徳島の魅力が多くの人に知られ、外国人も含め、多くの観光客が訪れています。

◆ 取組方針

○ 阿波おどりの振興

阿波おどりのさらなる振興を図るとともに、阿波おどり会館の魅力向上に向けた取組を行います。

○ 観光の魅力発信

周辺 11 市町村や徳島市観光協会、宿泊業や旅行業などの関連業者と連携を行い、訪日外国人旅行者や、急速に多様化・変化する旅行者のニーズに対応することができる、観光地づくりに取り組むとともに、徳島ならではの観光情報の国内・国外への発信に努めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
観光客入り込み数	214 万人	230 万人
阿波おどり会館・ロープウェイの利用者数	32 万人	34 万人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	まちがおどる
施策 7-4	文化財の保存と活用

◆社会情勢の変化

長い歴史に培われた様々な文化財の中には、都市化の進展、生活様式の変化などにより、必ずしもその価値が認識されず、文化財の特性を十分に引き出せていないものがあります。

現在、個性あるまちづくりが課題となる中で、地域の特質を確保し維持するものとして、文化財や歴史文化の価値が再認識されています。

こうしたなか、平成 24 年に「歴史文化基本構想策定技術指針」が取りまとめられ、各自治体が文化財保護のマスタープランとして「歴史文化基本構想」を策定し、文化財の保存・活用の推進、歴史文化遺産を活かした魅力あるまちづくりを進展させる独自の取組を行うことが期待されています。

◆本市の現状と課題

本市では、類型化された文化財指定・登録を推進するとともに、文化財の保存と活用を図るための基本方針を示した個別計画に基づき、文化財の保存と活用を進めています。

近年の文化財に期待される役割の多様化に対応し、今後、文化財を単体として保存・活用するのではなく、指定の有無に関わらず、個々の文化財の価値や性質を十分に踏まえ、一定のテーマのもとに文化財をその環境を含めて総合的に捉えるとともに、文化財に対する人々の親しみを深め、まちづくりとも連携し、社会全体で文化財を保存・活用するための施策を一貫性をもって進める必要があります。

◆ 10年後に目指す姿

魅力的なテーマやストーリーが設定された、さまざまな時代や特色ある文化財について、重層化・複合化する空間が創出され、歴史文化をわかりやすく身近に楽しむことができている。

◆ 取組方針

○ 史跡・文化財建造物の保存と活用

史跡徳島藩主蜂須賀家墓所、史跡徳島城跡、史跡渋野丸山古墳、重要文化財三河家住宅の計画的な保存と活用を推進します。

○ 歴史文化基本構想の策定

本市の歴史や文化、風土の特性を踏まえた方針のもと、文化財を長期的かつ計画的に保存・活用していくための「歴史文化基本構想」を策定します。

「歴史文化基本構想」においては、関連文化財群としてパッケージ化した文化財を「面」として一体的に保存・活用、発信する新たな文化財保護施策を展開するとともに、これまで個別に行ってきた文化財保護施策の一体的な取組を推進し、文化財の多様な価値や、地域住民と地域の歴史文化との関わりを明らかにし、さらに充実した保存・活用事業として再構築します。

○ 文化財を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や文化を特徴づける複数のテーマやストーリーを設定し、文化財としての本質的価値を尊重した上で、まちづくり関連施策との整合を図りながら保存整備・活用します。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
文化財を活かしたまちづくりの取組件数	0 件	5 件

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	まちがおどる
施策 7-5	やさしい都市空間の整備

◆社会情勢の変化

地球温暖化や都市のヒートアイランド現象等の環境問題がクローズアップされています。その対策として、豊かな自然の緑をはじめ公共施設や民間で行う緑化による環境保全を図ると共に、環境型社会への貢献が求められています。そのほかに、都市公園は、地域コミュニティ、自主防災組織の初期防災活動の拠点などとしても注目されています。

景観法に基づく景観計画を策定した自治体数は、着実に増加しており、その地域の特色や資源を活かした景観まちづくりへの意識の浸透が図られています。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定、施行され、バリアフリーに対する取組、意識の醸成が図られています。

◆本市の現状と課題

市民一人当たりの公園敷地の面積は、徳島市都市公園条例の標準値をほぼ達成しています。公園遊具安全点検により事故を未然に防ぎ、事故はありません。

緑の拠点施設であるとくしま植物園では、市民参加型の催しを実施し、緑化を再認識してもらっています。屋外でのイベントは、入場者数が天候に左右されることもありますが好評を得ています。

緑に関する市民の関心が高まっており、緑化に関する相談件数は増加傾向にあります。

緑化推進のための情報提供、普及、啓発については、徐々に市民に浸透しつつありますが、個々のイベントのみの普及啓発には限界があり、多くの市民、民間事業者も含め、連携した事業展開を図ることが必要です。

小松海水浴場では、水難事故はありません。

ひょうたん島の護岸整備未整備区間について検討を行うこととしていますが、整備着工には至っていません。

吉野川や新町川、眉山や城山などの豊かな水と緑に調和した本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められています。

障害の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、全ての人が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

◆ 10年後に目指す姿

個性的で豊かな緑に恵まれた環境が継承されています。
市民が憩い安らぐことができる緑の拠点が充実しています。
市民が愛着と安らぎを感じることができる、徳島らしい個性と魅力にあふれたまちが整備されています。
全ての人々が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによる都市の形成が進んでいます。

◆ 取組方針

○ 緑化に関する意識啓発

緑に対する愛護心や美化意識をはじめ、緑化意識を図るパークアドプト事業、緑の街づくり事業等の取組を継続すると共に、リサイクルを推進し環境型社会へ貢献します。

○ 緑の拠点の充実

公園、緑地、街路樹などの緑の拠点の充実には、都市施設としての整備のみならず、他の公共施設の整備や民間事業者などに積極的な連携、協力を求めています。

○ 公園施設の管理

管理計画や整備計画を活用し、公園施設の安心・安全を確保します。

○ 親水空間の整備

水と親しみ、ふれあい、憩いの場としての空間整備は、市民の多様なニーズや社会情勢の変化に対応しながら継続していきます。

○ 良好な景観の形成

徳島市景観計画及び徳島市景観まちづくり条例に基づく届出制度により景観誘導を図るとともに、公共建築物等のデザイン・色彩についても景観に配慮した計画とするように努めます。

○ ユニバーサルデザインの推進

市民、事業者、行政が一体となり、ユニバーサルデザインに適合した施設整備を推進します。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
パークアドプト事業と緑の街づくり事業への参加団体数	69 団体	75 団体
施設整備完了した街区公園数	5 公園	98 公園
ユニバーサルデザイン整備基準への適合件数	30 件	65 件

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	夢がおどる
施策 8 - 1	農林水産業の振興

◆社会情勢の変化

平成 22 年から米トレーサビリティ法により、業者間の取引等の記録作成等が義務付けられました。平成 23 年には、東日本大震災等により、食品ごとの放射性物質の暫定規制値が見直されました。

農家の経営の安定のため、平成 22 年から農業者戸別所得補償制度がモデル事業として先行導入され、平成 24 年からは経営所得安定対策として実施されています。

青年就農者を増加させるため、平成 24 年から青年就農給付金制度が創設されました。

平成 25 年に農地の集積と耕作放棄地対策を推進する農地中間管理機構関連法が成立しました。

国は、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向け、平成 25 年に農林水産業・地域の活力創造プランを策定し、平成 27 年には、食料・農業・農村基本計画を策定しました。

環太平洋連携協定（TPP）について、平成 27 年に大筋合意し、平成 28 年に協定文に署名がされ、批准手続きが本格化しています。

◆本市の現状と課題

本市農業は、園芸作物を中心に多品目の農産物を生産しており、京阪神地域を中心とした生鮮食料供給地として発展してきましたが、グローバル化の進展や産地間競争の激化、農産物の価格低迷、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、輸入農畜産物の残留農薬問題や産地偽装など、様々な事件を契機に、消費者の食の安全性に対する関心が高まっている状況です。

◆ 10年後に目指す姿

徳島がはぐくみ育てた新鮮で安全な農林水産物を、市民のみなさんに安心して味わっていただく地産地消が進んでいます。

農林水産物のブランド化が進み、多様な担い手による高付加価値で優れた農業経営が行われ、農林水産物等販売金額が向上しています。

◆取組方針

○担い手の支援

認定農業者をはじめ、集落営農、農業法人、女性農業者など多様な担い手を支援します。また、新規就農者の育成・定着に向けた取組を進めます。

○農林水産物のブランド化等の推進

生産者の所得向上のため、農林水産物のブランド化、販路拡大はもとより、6次産業化にも取り組み、新技術の導入や情報化を推進します。また、とくしまI P P I N店の拡大、地域特産物を活用した直売所等の充実に努めます。

○食の安全・安心に向けた取組

食の安全・安心と消費者の信頼を確保するため、環境保全型農業の推進に取り組むとともに、市民が農業とふれあう機会や生産者と消費者の交流の場づくりを積極的に推進し、農業が担う多様な役割について広く市民の理解・支援を得られるように努めます。

○農業の基盤整備

農地施設の基盤整備を行い、農業の振興に努めます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
認定農業者数（個人及び法人の合計）	171 経営体	200 経営体
農産物等販売金額（JA出荷分）	88 億円 (H27)	90 億円
農地施設の年間整備延長	1,500m	1,500m

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	夢がおどる
施策 8 - 2	地域産業の振興

◆社会情勢の変化

我が国の経済は持ち直しに転じ、大企業の収益増大、雇用拡大に繋がるなど一定の回復傾向が見られる一方、地方においては、その恩恵を十分に受けることができず、地域産業が停滞し、地域経済が活力を失うなど厳しい状況が続いています。

経営基盤が脆弱な中小企業は人的・経営的に困難な状況下にある企業が多く見られます。

一方、平成 23 年の東日本大震災以降、津波対策として、企業は臨海部から内陸部へ移転を検討し始めており、徳島県の開発審査会への付議基準が改正され、防災・減災対策を目的に市街化調整区域内における土地利用の規制が緩和されました。また、企業の本社機能を地方に移した場合の税制で優遇する改正地域再生法が成立し、東京一極集中の緩和に向けた動きが始まっています。

また、平成 26 年 1 月に産業競争力強化法が施行され、民間事業者と連携し、地域の創業を促進させる支援を行っています。

◆本市の現状と課題

本市では、「化学工業」の産業全体に占める割合が大きく、「化学工業」に左右される経済構造となっているため、「化学工業」に続く、「コア」となる産業の育成が重要です。

地域経済の担い手である工業・地域産業を取り巻く環境は厳しく、市内の事業所数は減少しており、「化学工業」以外の産業における製造品出荷額は減少傾向にあります。

地域間競争が激化する中で、伝統的に集積にある産業や市場の伸びが期待できる産業を支援することで地域経済の底上げを図る必要があります。

中小・零細企業の多くが資金・人材・情報・技術等の経営基盤が脆弱であり、外的な環境変化への対応に困難さを抱えています。

徳島県の開業率は、全国平均を下回っている状況が続いており、平成 26 年度は開業率が廃業率を上回ったものの、依然として創業に関する停滞感があります。

人口減少による生産年齢人口の減少が、地域産業、地域経済の衰退に繋がっており、従業員の高齢化や、少子化による人材確保難等、人口減少による影響が懸念されます。

◆ 10年後に目指す姿

本市経済を牽引する活力のある産業が育成され、事業所の減少に歯止めがかかっています。地域資源を活用した商品について、徳島独自の産地イメージ、知名度・認知度が高まり、魅力ある「とくしまブランド」が創出されるなどにより、製造業の出荷額が向上しています。

企業の人材力が強化され、経営安定化と経営基盤の強化が図られています。

地域の新たな需要の創造や雇用の創出が図られています。

◆取組方針

○意欲的な事業者に対する支援

地域社会に根づいた意欲ある事業者が、新たな成長を生みだせるよう、事業者の経営革新や事業拡大、販路拡大を支援します。

○地域ブランド化の支援

商品の付加価値の向上を図るため、地域資源を活用した新商品開発やブランド化に取り組んでいる組織団体や企業を支援します。

○企業誘致の促進

県との連携を図りながら、企業への優遇措置の拡大等による企業誘致を促進します。

○産業人材の育成

産業を支える人々がより高度な産業人へと成長することにより、持続的に産業の発展を牽引する役割を果たせるよう、人材の育成を図ります。

○創業の促進

創業支援事業者との連携を深め、創業前後の支援を充実させることにより新規創業を促進します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
市内製造業事業所数（従業員4人以上）	347所 (H26)	350所
市内製造品出荷額（従業員4人以上）	5,322億円 (H26)	5,330億円
創業支援者のうちの創業者数	52人	350人
10年間における企業等の誘致件数（累計）	28件 (H18～H27)	30件 (H28～H37)

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	夢がおどる
施策 8-3	商業・サービス業の振興

◆社会情勢の変化

消費者の嗜好の多様化、インターネット通販等の浸透による生活様式の変化などにより、消費者の従来の商業地離れの状況が見られるとともに、人口減少による市場の縮小や郊外型大型店舗の出店等により中心市街地が空洞化し、地域の商業地が衰退しています。

卸売市場に関しては、産地と大型小売店の直取引や、産地直売所の隆盛、ネット取引の増加など、流通経路も大きく変化し、市場本来の機能に加え、品質管理の徹底と多様な品質基準への対応、配送機能の強化、さらに加工機能の充実など、市場施設等の機能向上が求められています。

◆本市の現状と課題

本市においても、人口減少による市場の縮小や高齢化の進行等による社会情勢の変化が起こっているほか、周辺地域の大規模店舗の進出に伴い、消費者の従来の商業地離れが加速しており、今後も市内に大型店舗の進出が予定されていることから、中心市街地を筆頭に従来の商業地の衰退はさらに進むものと考えられます。

また、市が運営する施設に関して、中央卸売市場においては、取扱数量の減少に伴い、経営面では厳しい状況であり、施設面においても開設後 44 年が経過した施設の充実や老朽化対策、耐震化等の施設整備が必要となっています。

食肉センターにおいては、と畜頭数の減少による収益の悪化や施設の老朽化に伴う改修費用の増加などが課題となっています。

また、国際的な衛生管理の手法である H A C C P（ハサップ）の導入も新たな課題となっています。

◆ 10年後に目指す姿

中心市街地を中心として、地域の消費者に支持される商業機能やコミュニティ機能を取り戻し、商品販売額が向上しています。

中央卸売市場及び食肉センターにおいては、充実した設備と健全な経営環境のもと安全・安心な生鮮食料品及び食肉を安定的に供給しています。

◆取組方針

○魅力的な商業地の形成

地域のニーズに応じた商業・サービス業の集積を図るとともに、地域商業団体等の行う取組を支援することで、商店街や個店それぞれの魅力を生かした商業地の形成を行います。

○中央卸売市場の整備

中央卸売市場においては、施設整備を推進し、市場施設の耐震化及び市場機能の充実を図ります。

○食肉センターの整備

徳島県及び業界と十分な連携を図り、県域での食肉処理施設の再編と効率的な施設運営の仕組みづくりを目指します。また、ハラールやHACCP（ハサップ）に対応するための施設整備に取り組みます。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
小売業事業所数	1,773 店 (H26)	1,800 店
年間商品販売額	2,322 億円 (H26)	2,500 億円
中央卸売市場における取扱量	114,973 t (H27)	118,422 t

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	夢がおどる
施策 8 - 4	働く環境づくりの推進

◆社会情勢の変化

有効求人倍率は平成 21 年をボトムとして回復傾向にあり、労働環境に一定の改善が見られるものの、従来の終身雇用や年功序列といった日本型の慣行が崩壊しつつある中で、非正規雇用の占める割合が全体の 4 割に達し、賃金、処遇等における格差が生じています。

このような中、非正規雇用者の正社員化、処遇改善に向けた取組や多様な働き方が選択出来る労働環境の改善が求められてきています。

◆本市の現状と課題

本市では少子化の進行や、若者の県外流出による労働力不足が見られます。さらに、非正規雇用が増加するなど、雇用を取り巻く環境は厳しい状況にあり、労働者が安心して、意欲的に働くことのできる魅力的な労働環境の場を創出していくことが求められています。

◆ 10年後に目指す姿

若者が地元で就職することを希望し、誰もがいきいきと働ける魅力的な職場環境、雇用の場が創出されています。

◆取組方針

○雇用の場の創出

関係機関と連携し、雇用創出効果の高い企業の誘致に取り組みます。

○良好な労働環境の確保

育児・介護休業の取得、短時間労働等ワークライフバランスの実現や、ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援するため、国等の関係機関と連携した取組を促進します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
市民満足度調査における「働く環境づくりの推進」の満足度(4点満点)	2.36 (H26)	3.00
雇用拡大人数(雇用奨励金適用人数)	219人 (H18-H27)	250人 (H28-H37)

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	ひとがおどる
施策 9-1	文化・芸術活動の振興

◆社会情勢の変化

平成 24 年に、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、日本の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを趣旨として、劇場、音楽堂の活性化に関する法律が制定されました。

平成 27 年に文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第 4 次基本方針）が閣議決定され、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿として、「あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供」、「2020 年東京オリンピックを契機とする文化プログラムの全国展開」、「地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信」、「文化芸術関係の新たな雇用や産業を現在よりも大幅に創出」が明示されました。

◆本市の現状と課題

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、美術、華道、茶道などの多彩な分野において、市民や団体等による主体的な活動が行われています。

市民が主体的に、文化・芸術活動に携わることができる機会や環境などのさらなる充実が求められています。

◆ 10年後に目指す姿

市民が徳島市の文化に誇りと愛着を持ち、一人ひとりの個性や感性を活かした文化・芸術活動を展開しています。

様々な文化・芸術活動を通じて、次世代への育成や文化の継承が行われ、人々との交流やネットワークが生まれています。

◆取組方針

○文化施設の整備・充実

徳島市らしい文化・芸術活動の振興を図るため、市民の芸術文化の市民の芸術文化の創造拠点となる新たなホールをはじめ市民の文化活動を支援する環境づくりに取り組みます。

○文化・芸術の裾野の拡大

学校や企業等と連携した文化・芸術プログラムの実施、市民参加型事業の充実や次世代を担う人材育成のための取組の展開により、文化・芸術活動への興味や関心を向上させ、活動に関わる人の裾野を広げていきます。

また、教育や観光など様々な分野で文化・芸術を生かした取組を推進します。

○文化・芸術による交流の創出

市民、各種団体、行政等と連携・協力し、様々な文化・芸術を通じた人々による交流を生み出します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
文化施設の利用者数	209,000人 (見込み)	225,000人
学校等と連携した文化・芸術プログラム実施回数	8回 (見込み)	24回
文化活動ボランティア・ワークショップ参加者数	延べ500人 (見込み)	延べ600人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	ひとがおどる
施策 9-2	スポーツ・レクリエーション活動の振興

◆社会情勢の変化

少子化による子どもの体力・運動能力の低下や、高齢者の心身の健康維持や生きがいづくりとして、スポーツに対する期待が高まっています。

また、社会・経済の成熟化により物質的な豊かさより心の豊かさを求める傾向が高まる中、スポーツには多様化した一人ひとりのライフスタイルに対応し、心の豊かさをもたらすための手段としての役割が求められています。

さらに、人口減少により地域社会の交流や連帯感が希薄化する中、スポーツによる地域社会の活性化や再生にも期待されています。

なお、国は、スポーツ施設を中心とした地域の活性化やまちづくりを推進するため、自治体がスポーツ施設を整備する際のガイドラインの策定を進めているところです。

◆本市の現状と課題

「市民皆スポーツ」を合言葉に、様々なスポーツ、レクリエーション活動に気軽に参加し、楽しんでもらい、健康的な体力づくりの機会充実に努めています。

また、市民一人ひとりが、それぞれの興味や関心、目的、体力に応じたスポーツに親しむことができるよう、多様化するスポーツニーズに対応できる社会体育指導者の養成と資質の向上に努めています。

スポーツ施設については、ほとんどの施設が建設後 30 年が経過し、経年による老朽化が進行しているとともに、市民が質の高いスポーツに触れる機会が減少しています。

また、近年の健康志向の高まりにより、運動やスポーツに親しむ市民が増加しており、スポーツ施設に求めるニーズも多様化しています。

◆ 10年後に目指す姿

市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応できる指導者や地区体育協会・地域スポーツクラブが充実しています。

市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動やスポーツに親しむことができます。

全国規模のスポーツ大会等の質の高いスポーツに触れる機会が充実しています。

◆ 取組方針

○ 市民主体のスポーツ活動の推進

スポーツ少年団指導者の育成やスポーツ推進委員の研修会の充実、また、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実に努めます。

○ スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

市主催のスポーツイベントにおいては、運動経験の少ない市民にも、参加しやすい内容のスポーツを検討します。

競技団体や指定管理者の協力を得ながら、全国規模のスポーツ・レクリエーション大会が開催できるように努めます。

○ スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

スポーツ・レクリエーション施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズを把握し、利便性と機能性の向上に努めます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
市主催のスポーツイベントへの参加者数	16,000人 (見込み)	18,000人
体育施設の利用者数	155万人 (見込み)	170万人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	ひとがおどる
施策 9-3	生涯学習の推進

◆社会情勢の変化

モバイル端末の多様化等情報化社会の成熟、国際化、科学技術の高度化等により、人々の学習ニーズが多様化するとともに、新しい知識の重要性が高まっています。

◆本市の現状と課題

少子高齢社会が進む現状に即し、市民のニーズを把握し、それに合った生涯学習環境を提供する必要があります。

公民館や徳島城博物館などの社会教育施設を中心に各種講座を開設するとともに、各地域が推進する学習の支援に努めていますが、生涯学習の場に参加する市民は年々増加しており、さらにその体制を拡充する必要があります。

図書館、考古資料館などの社会教育施設について、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを生かした多様化する利用者ニーズへの対応及び運営の効率化を進めました。

◆ 10年後に目指す姿

生涯学習のための教育環境が充実し、市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるまちとなっています。

徳島市に住めば生涯にわたって学べると感じられており、多くの市民が生涯学習活動を通じて、生きがいをもって心豊かな生活を送っています。

◆取組方針

○身近な学習環境の整備

身近な地区公民館や小学校、幼稚園等で地域在住の人材等を講師として活用し学習の機会を提供するとともに、学習推進者となる人的資源の拡充を目指します。

○生涯学習機会の充実

中央公民館の市民講座、徳島城博物館のイベント、図書館事業等を充実し、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供します。

○生涯学習活動を支援する体制の整備

社会教育施設間の情報交換等の連携を促進するとともに、市民の生涯学習活動を多面的に支援できる体制を整備します。

◆成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
主な生涯学習活動への参加者数	約 52,000 人 (H27)	60,000 人
図書利用（貸出）人数	270,000 人 (H27)	300,000 人

基本目標	「おどる」まち・とくしま
基本政策	ひとがおどる
施策 9-4	地域自治・協働の推進

◆社会情勢の変化

平成 23 年度、東日本大震災発生に伴い、地域の減災・防災拠点としてコミュニティセンターと各地域住民による防災への取組の重要性が高まりました。また多くのボランティアの活躍により、防災や節電、クリーンエネルギー等環境に関する NPO 活動への関心が高まっています。

平成 26 年度から取組が開始されたまち・ひと・しごと創生総合戦略では若者の定住化や地方での人材育成等の方向性が示されました。若者がまちづくりへ主体的に参加する機会が増えることが見込まれると同時に、若者の地方での定住化、また地方での人材育成等が求められています。

◆本市の現状と課題

資金面等で NPO 団体の活動の継続が難しくなっていると同時に、会員の高齢化が進み、団体の継続にも不安を抱えているため、次世代の担い手となる NPO 団体の育成と支援等が課題となっています。

協働事業においては、NPO 団体等と行政の間に温度差があり、建設的な意見交換及び連携を行える環境づくりが必要となっています。

コミュニティセンターは、31 小学校区中 26 小学校区に建設しています。各地域団体が、主にコミュニティセンター等を拠点として、各種事業の実施や、行政と地域との橋渡しを行っています。

少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化により、地域住民相互の連帯感や結びつきが希薄化しています。

地域課題の多様化、複雑化により、行政だけではなく、地域で多様な主体が連携し、地域の課題解決に地域で取り組む必要性が高まっています。

◆ 10年後に目指す姿

NPO団体等の活動が活性化し、市民・行政それぞれの明確な役割分担のもと、協力してより良いまちづくりを行っています。

地域においては、各小学校区に活動の拠点となるコミュニティセンターが整備され、地域の課題は地域で解決し、地域が自らの責任のもと地域運営（経営）を行い、地域が主体となって持続可能な地域コミュニティが形成されています。

◆ 取組方針

○ NPOの育成・支援

徳島市市民活力開発センターを通じてNPO団体等と行政との連携調整等を行い、市民ニーズに合った事業を創出するとともに、中間支援機能のノウハウの蓄積と次世代を担うNPO団体の育成・支援を行います。また、行政側の協働意識の浸透・向上に努めます。

○ コミュニティセンターの整備

コミュニティセンターが安全かつ機能的に利用されるよう、計画的な維持・補修を実施します。また、コミュニティセンター未整備地区の解消を図ります。

○ 地域による主体的なまちづくりの推進

住民の地域活動への参加を促すための情報発信や各種活動への支援を行うとともに、コミュニティのリーダーを育成するため研修等を充実させていきます。また、地域と行政が連携し、より良い地域づくりを進めるために必要なしくみを整えます。

◆ 成果指標

指標	現状値 (H28)	目標値 (H38)
NPOとの協働事業数	84 事業 (H27)	114 事業
市民活動についての相談・対応件数	45 件 (H27)	100 件
地域自治協議会認定数	0 協議会	10 協議会